資料４

第59回　旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会

対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について

令和８年（2026年）11月16日

１　趣旨

■ 旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会の中で、小野委員、樋口委員および梶山委員から対策工事について周辺自治会の住民の方と行政の方が話し合う場を作っておく必要があるというご意見があり、周辺自治会の皆さんとの話し合いの中で意見交換の考え方について協議し、この話し合いと同じような形で連絡協議会を開催することとなった。

■ 旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、次の情報を共有して意見交換するために設置している。（旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会設置要綱 第１条）

・二次対策工事の具体的方法
・二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認
・一次、二次対策工事の有効性の確認
・その他二次対策工事実施に起因する問題等

■ 令和７年度末までの周辺環境モニタリング等の結果を踏まえ、対策工事の有効性を確認することとしている。　※確認のための評価方法は第43回連絡協議会で説明

■ 対策工事の有効性の確認後においても、県は土地の管理責任に基づきモニタリングや旧処分場の維持管理を継続していく予定。

■ 対策工事の有効性の確認後は連絡協議会は設置の目的を終えるため、<u>今後の意見交換のあり方について検討が必要</u>。

2　前提の整理

連絡協議会で意見交換してきた県の取組と今後の予定

項目	これまでの県の取組	今後の予定
二次対策工事	旧処分場に起因する支障等を除去するための工事	令和３年２月をもって完了
モニタリング	地下水汚染拡散状況の把握 掘削工事の影響の把握 対策工事の効果が継続しているかの確認	当該土地に起因する影響の把握 旧処分場内外の状況の把握 引き続き地域住民とのリスクコミュニケーションを図りつつ実施
浸透水の揚水処理（水処理施設の維持管理を含む）	二次対策工事で発生する濁水処理 洗い出しを機能させるための浸透水の揚水処理および下水道への放流	浸透水の排水管理のための揚水処理および下水道への放流
旧処分場の維持管理	対策工事で取り入れた管理型処分場の機能を維持するための場内管理（除草、舗装・シート補修、雨水排水設備強化等）	管理型処分場の機能を維持するための場内管理 引き続き定期的に維持管理状況を共有
有効性の確認	特定支障除去等事業実施計画の目標達成の状況が、令和７年度末まで継続していること等を確認	令和７年度までのモニタリング結果をもって令和８年に総括
その他	アーカイブの作成 旧処分場の県有地化 その他	自然災害等の不測の事態や新たな議題が出てきた場合にも、必要に応じて意見交換を実施

3　今後の意見交換のあり方について（最終案）

（1）開催形態

	９月	２月
1部	**跡地利用協議会** 協議内容、構成員は現状通り	**跡地利用協議会** 協議内容、構成員は現状通り
2部	**モニタリング、維持管理状況の意見交換会** 参加は自由とする	**モニタリング、維持管理状況の意見交換会** 参加は自由とする

（2）県からの情報発信および意見交換を考える事項

○１部（跡地利用協議会）
■　跡地利用について

○２部（意見交換）
■　土地の管理責任に基づく旧処分場の影響を効果的に把握するためのモニタリング調査結果
■　浸透水の揚水処理
■　維持管理（揚水処理・構造物等）の状況

（3）備考

◇　これまでと同様、モニタリングは年4回、日常点検は週1回実施。敷地管理情報は月1回配布し、
モニタリング、敷地管理情報についてはHP等で公開

◇　跡地利用協議会については、詳細な議事概要を作成。
意見交換会については、ご意見、ご質問とそれに対する回答をQ&A形式で作成し、HPで公開

４　今後の検討の流れ

- 本資料は、第58回 旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会においていただいたご意見を踏まえ、見直し内容について一部修正したものであり、これに対して改めてご意見を伺いたい。
- 行政・住民双方のコミュニケーションの上に、今後の協議会のあり方を検討していきたいと考えているので、忌憚のないご意見をいただきたい。
- なお、持ち帰ってご検討いただいた結果、**ご意見があれば、12月25日までに次のメールアドレスあてにお知らせいただきたい。**

最終処分場特別対策室 E-mail：df0001@pref.shiga.lg.jp

※認識のずれ等を防ぐため、ご意見は口頭ではなくできるだけ文章でお寄せください。

※ご意見については、単に「○○とすべき」のような結論だけではなく、「△△であるため○○とすべき」といったように、背景や理由もできるだけお教えください。

- 今後のスケジュール

令和８年11月(本日)	有効性確認後の意見交換のあり方（最終案）の提示
令和８年12月末	最終案に対する意見の締切
令和９年２月	連絡協議会の終了

令和９年９月（予定）	新たな開催形態での意見交換の開始

【１部】跡地利用協議会【２部】モニタリング、維持管理状況の意見交換会